

有田圏域自立支援協議会地域生活支援部会 運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、有田圏域自立支援協議会設置要綱 5 条の規定に基づき、組織化された地域生活支援部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 地域で暮らす障害者への支援の充実のため、支援関係者・事業所間のネットワークを強化し、サービスの質の向上および地域の支援体制整備を推進することを目的とする。又、分科会を設置し、事業種別毎に検討事項や社会資源の開発・支援の強化を図る。

(構 成)

第3条 部会は、障害者の支援に関わる、通所事業所・共同生活援助事業所サービス管理責任者もしくは担当職員、相談支援専門員、県相談支援体制整備事業アドバイザー、その他部会の運営および活性化のために必要であると認められる者で構成するものとする。

2 部会は、3分科会に分ける。分科会としては、就労継続A型・就労継続B型・自立訓練・地域活動支援センター、生活介護、共同生活援助に分ける。

(役 員)

第4条 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。

2 部会長および副部会長は、委員の互選によって定める。

3 役員任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 部会長は会務を総括し、部会を代表する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときはこれを代理する。

6 各分科会に分科会リーダー1名を置く。

(会 議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 分科会の会議は、分科会リーダーが必要時に招集し、分科会リーダーが会議の議長となる。

(個人情報)

第6条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は委員にて協議のうえ担当を決定する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営にかかる必要な事項は、部会長が部会に諮りこれを定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。